

暮らしの i Information

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【償却資産の申告を忘れずに】

今年 1 月 1 日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産（事務機器、店舗用備品、各種機械、工具など）を持っている方は固定資産税がかかりますので、必ず申告してください。なお、平成 30 年度の申告案内は 12 月下旬に発送しています。該当資産がない場合でも申告書にご記入の上、1 月 31 日（水）までに届出をしてください。

町税務課資産税係 ☎ 56-8004

【給与支払報告書の提出のお願い】

平成 29 年中に給与や賞与、賃金など（専従者給与を含む）を支払った個人・事業所は、給与などを支払った方（受給者）について、年末調整をしているか否かに関わらず、1 月 31 日（水）までに給与支払報告書（総括表・個人明細書）を提出する義務（地方税法 317 条の 6）があります。

■従業員の方々の利便性向上や法令（地方税法 321 条の 4）の趣旨に基づく適正・公平な課税と徴収を目的に、北海道全体として全ての事業所での個人住民税の「特別徴収（給与天引）」に取り組んでいます（平成 30 年 6 月に支払う給与分より）。平成 29 年中に給与の支払いを受けた方が、退職や他の会社で特別徴収をしているなど、その事業所で特別徴収できない方のみ、「普通徴収（本人納付）」として届け出ることとなりますので、給与支払報告書には退職（予定）日など忘れずにご記入ください（原則、役員・パート従業員なども全て特別徴収となります）。■受給者の、今年 1 月 1 日現在居住する市区町村あてに給与支払報告書をそれぞれ提出してください。

■前回の提出分から個人番号（いわゆるマイナンバー）の記載が必要となっていますが、個人事業主の方が提出する場合に事業主本人の確認（身元および番号確認）書類が必要となります（法人の場合は確認不要）。

町税務課住民税係 ☎ 56-8003

募集

自衛官募集

防衛大学校（一般・後期）

■受験資格／18 歳以上 21 歳未満の高卒者または高専 3 年次修了者（見込含）

■受付期間／1 月 20 日（土）～ 26 日（金）
■試験期日／2 月 17 日（土）（一次）、
3 月 9 日（金）（二次）

町内知安地域事務所 ☎ 23-3540
笹山 武 市 ☎ 22-2433
佐名木 幸 子 ☎ 22-4302
清水 礼 子 ☎ 22-0075
古谷 和之 ☎ 23-3165

後志教育研修センター パート職員募集

■募集人数／1 名

■要件

・ 倶知安町在住
・ 経理全般ができる方
・ パソコン（ワード、エクセル、HP 更新）のできる方
■ 任用期間／4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日、更新あり
■ 勤務内容
・ 同センター事務全般
・ 同センター業務の補助
■ 勤務時間／9 時～16 時の週 5 日間（休憩 1 時間）

■賃金／時給 850 円

■応募方法／3 月 8 日（木）までに市販の履歴書と同センターへ郵送か持参。書類選考の上、面接日時などを連絡。

町内後志教育研修センター（町文化福祉センター 3 階） ☎ 22-1337

茶道サークル会員募集

一緒に裏千家茶道を勉強しませんか？※見学可
■日時／毎週火曜日（1 月は 16 日より）10 時～14 時

■場所／町文化福祉センター
町 ☎ 23-2247（江浦）

訓練生の追加募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生（訓練期間 1 年または 2 年間）を追加募集をしています。

詳しくは、当校または最寄りの公共職業安定所までお問い合わせください。

町内国立北海道障害者職業能力開発校
☎ 0125-52-2774
FAX 0125-52-9177

4 月 1 日時点 の方

■募集期限／2 月 23 日（金）必着

■応募方法／次の必要事項①～⑨を記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法でお申し込みください。①氏名、②性別、③住所、④郵便番号、⑤生年月日・年齢、⑥職業、⑦電話番号、⑧国有林モニターを知ったきっかけ、⑨応募理由（100 字程度）

■選考結果／3 月末までに依頼状の発送をもってお知らせします

町内（応募先）／林野庁北海道森林管理
理局企画課国有林モニター担当
☎ 011-622-5228
FAX 011-622-5194
✉ h_kikaku@naf.go.jp

開催

羊蹄山ろく相談支援センター 相談会

羊蹄山麓 7 町村で生活している障がいのある方や生きづらさを抱えている方およびその家族の悩みや困りごとを相談員と一緒に考えます。

■日時／1 月 29 日（月）13 時～15 時
■場所／町保健福祉会館（北 3 東 4）
※予約の必要はありません
時間指定ご希望の方は、町福祉係

（☎ 23-0500）へご連絡ください。
町内羊蹄山ろく相談支援センター
（南 3 東 2） ☎ 21-2227

北海道女性の活躍支援セン ター専門家相談会

女性を対象に電話、面談による専門家の無料相談会を開催します。

周知

新しい町立保育所の名称決定

4 月から開所する新しい町立保育所の名称を募集したところ、25 件の応募があり、子ども子育て会議の審議を経て、次のとおり決定しました。
■名称／倶知安町立くちちゃん保育所ぬくぬく

■理由／子どもや地域の方が親しみやすく、他のところから来られた方も分かりやすいように倶知安をひらがな表示とし、あたたかい木のぬくもりの中で、ゆったりとのびのび過ごす子どもたちの様子が思い浮かぶイメージの「ぬくぬく」としました

北海道住宅宿泊事業の実施の 制限に関する条例の意見募集

民泊サービスのルールを定めた住宅宿泊事業法が 6 月 15 日に施行されることから、北海道は、民泊による生活環境の悪化を防止するため、民泊を実施する期間を制限する条例を制定します。制定にあたり広く道民の皆さんからご意見を募集します。
■期間／1 月 15 日まで
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/

ss/sa/minpaku/public-
comment.htm

町内北海道総合政策部政策局民泊担当
☎ 011-206-6422

地下水などの利用状況調査

北海道新幹線建設に係る調査の一環として、倶知安町の対象地区にお住まいの方を対象に、町営の上水道以外の地下水などの利用状況把握を目的とした「利用状況調査」を実施することになりました。つきましては、後日対象者に別途お知らせします。でご協力をお願いします。
町内 HRS 株式会社
☎ 0134-22-7710（後藤）

■発注者／（独）鉄道・運輸機構
北海道新幹線建設局

野犬掃討

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討（放たれている犬も対象）を実施します。
■日時／1 月 9 日～3 月 31 日
愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。

① 放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない
② 散歩の際は必ずリードを装着する
③ 犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける

④ 犬がいなくなった時にはすぐに役場に連絡する

⑤ 犬が戻った時の連絡も忘れずに
町内町住民環境課環境対策室地域衛生係 ☎ 56-8008

北方領土の日特別啓発期間

「声届け 開けよう扉

四島（しま）返還」我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北海道、市町村および北方関係団体は、一日も早い北方領土問題解決のため、国の外交交渉を後押しする立場から、2 月 7 日の「北方領土の日」を中心に「北方領土の日特別啓発期間」を定め、一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開します。

■期間／1 月 21 日～2 月 20 日
町内北方領土復帰期成同盟後志地方支部 ☎ 22-0216

個別労働紛争解決セミナー

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争が多くなっています。

本セミナーでは、事業主、企業の人事労務担当者を対象に、解雇・退職・雇止めなど労働関係の終了に係るトラブルの未然防止、紛争解決への取り組み支援について、数多く個別労働紛争の解決に携わってきた北海道紛争調整委員会のあつせん委員による講演のほか、労働関係法令の解説、個別労働紛争に係る ADR 制度・機関の情報提供が予定されています。
■日時／2 月 2 日（金）13 時 30 分～15 時 30 分

国有林モニター募集

林野庁北海道森林管理局では、国民の皆さんに国有林の役割や現状などへの理解とともに、幅広い意見を把握し、国有林野の管理経営に役立てるため、平成 30・31 年度の「国有林モニター」を募集します。

■募集人員／48 名

■依頼期間／平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月までの 2 年間

■依頼内容

・ アンケート調査への回答
・ モニター会議、現地見学会への出席（旅費などは国家公務員の旅費規定に基づく額を支給）
・ 国有林の権利経営に関する意見などの提出

■応募資格／道内に居住の国有林に関心のある満 20 歳以上（平成 30 年

■場所／札幌第一合同庁舎2階講堂
(札幌市北区北8条西2丁目)
■定員／150名(満席になり次第
締切)

■参加料／無料

■申込方法／北海道労働局HPから本
セミナーのリーフレットを印刷
し、裏面の申込書に必要事項を記
入の上、FAXで申込

http://hokkaido-roudoukyoku.

jsite.mhlw.go.jp/news_topics/

topics/_12046/_120578.html

(ホーム) ニュース&トピックス

2017年度「個別労働紛争解

決セミナー」のご案内

■北海道労働局雇用環境・均等部指

導課 ☎ 011-709-2311

(内線3577)

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金は、発電
用施設の立地の促進・運転の円滑化
を図るため、発電用施設の立地地域・
周辺地域で行われる公共用施設の整
備や住民福祉の向上に資する事業に
対し交付されるものです。

平成29年度は、4400千円の交
付金を公立保育所運営事業として、
地域における福祉サービスの充実を
図るため、俱知安みなみ保育所の運
営に活用しています。

「明治150年」関連施策

平成30年(2018年)は、明治
元年(1868年)から起算して満
150年にあたります。政府では、
「明治150年」関連施策として、
地方公共団体や民間も含めて、全国

で取組を推進しています。

詳しくはHPをご覧ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/sing/

meiji50/portal/

北海道最低賃金

「必ずチェック最低賃金！使用者も、
労働者も」

北海道内で事業を営む使用者およ
びその事業場で働くすべての労働者
(臨時、パートタイマー、アルバイト
などを含む)に適用される北海道
最低賃金が改定されました。

■最低賃金額／時間額810円

■効力発生年月日／平成29年10月1
日

○最低賃金には精皆勤手当、通勤手
当、家族手当、臨時に支払われる
賃金および時間外等割増賃金は算
入されません

○最低賃金額以上の賃金を支払わな
い場合は、最低賃金法違反として
処罰されることがあります

○特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、
乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、
「出電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具
製造業」、「船舶製造・修理業、船
体ブロック製造業」)で働く労働
者には北海道の特定(産業別)最
低賃金が適用されます。

シンポジウム開催 食と観光でデザインするVol.2

■日時／2月1日(木)13時30分～16時
30分(開場13時)

■会場／町文化福祉センター

■定員／300名(事前申込、入場

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽窃盗(万引き)事件の発生
スーパーで食料品が盗まれる事件
が2件ありました。

▽器物損壊事件の発生
車両を駐車中、車体に傷をつけら
れた事件、窓ガラスを破壊された事
件の2件がありました。

▽窃盗(空き巣)事件の発生
窃盗目的で、一般住宅に侵入され
ましたが、盗まれたものはありませ
んでした。

交通事故

▽11月8日、駐車場内において、後
方不確認のまま後退したことから、
後方に駐車中の車両に衝突する事故
が発生しました

▽11月20日、道道の
直線路において、前
方不注視により停止
中の前車に追突する
事故が発生しまし
た。

11月末までの 町内交通事故発生状況		
	平成29年	平成28年
人身	24件	34件
物損	503件	561件
死者	0名	1名

消費者コーナー

俱知安消費者協会

謹賀新年

今冬の石油事情について

「平成29年度北海道地域灯油意見交換会」
が開催され、経済産業局や事業者から、今冬
の灯油を取り巻く状況について、情報提供が
ありました。

それによりますと

○安定供給は望めます

○価格は、産油国の動向や為替レートの変動
で予測がつかない状況です

☆11月と12月の価格調べ(俱知安の場合)
1㍑当たり3円から11円の値上がりとなっ
ています。

厳冬期の1～3月の価格に大きな変化がな
いことを望みます。

無理のない範囲での節約に努めましょう。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)

■月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522

札幌医科大学事務局総務課

☎ 0120-361-115

北海道電力からお願い

今冬は、電力の安定供給に最低限
必要な供給予備力3%以上を確保で
きる見通しですが、お客さまにおか
れましては、引き続き「無理のない
範囲での節電」にご協力をお願いし
ます。

詳しくは、ほくでんホームページ
をご覧ください。

雪ん子館食堂の営業について

雪ん子館の食堂は、2月および3
月に旭ヶ丘スキー場で開催されるイ
ベントなどに合わせて営業する予定
です。詳しくは、お問い合わせくだ
さい。

町建設課公園施設係

☎ 56-8011

消防署からのお知らせ

インフルエンザが流行するシーズ
ンの到来です

1月から2月にかけてはインフル
エンザ流行のピークを迎えます。
インフルエンザは普通の風邪に比
べて、症状が比較的急速に現れ、全
身症状が強いのが特徴です。特に65
歳以上の高齢の方や妊婦および乳幼
児、特定の基礎疾患をお持ちの方な
どが感染すると肺炎などを合併し、
重症になることがあります。

流行前にインフルエンザワクチン
の接種をしたり、日頃から手洗いの
徹底や人混みの多い場所に出かける
ときはマスクを着用するなどインフ
ルエンザの感染を防ぎましょう。

「インフルエンザかな？」と思っ
たら早めに医療機関を受診しましょ
う。

11月末までの災害出動状況		
	平成29年	平成28年
火災	11件	6件
救急	767件	731件
救助	23件	34件
その他	146件	83件

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします

遺言書作成のときの注意点



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士古宮 靖子
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

夫婦で話し合い遺言書を作ることがあります。今回は、2人とも遺言書を作るときに注意が必要な点をいくつかご紹介します。

1つめは、2人で同じ用紙に遺言を書くことができない、という点です。民法では「遺言は、2人以上の者が同一の証書であることができない」とされているので、それぞれが遺言書を作る必要があります。

次に、代筆してもらうことには注意が必要です。文字を書くことが苦手だと、代筆してほしいと考えることが少なくありません。しかし、自筆で作る遺言書(自筆証書遺言)の場合、全文を自書する必要があります(なお、民法を改正し、自書しなくてもよい部分が規定されることが考えられています)。また、秘密証書遺言という代筆やワープロ文字で作ることが可能な種類の遺言もありますが、秘密証書遺言の場合でも署名は自分ですする必要がありますし、その他公証人に証明してもらうなどのルールもあります。

最後に、夫婦のどちらが先に亡くなるかわからないので、例えば「遺言者の妻に〇〇を相続させる。遺言者と同時にしくは遺言者よりも先に妻が死亡した場合は〇〇を…に相続させる」というように、予備の遺言を書いておいた方がよいこともあります。予備の遺言を作成していないと、先に亡くなった方に相続させる財産についての遺言は基本的に効力がありません。

遺言書には色々なルールがありますので、専門家に相談しながら作成することをお勧めします。

12月15日(金)までに住民環境課住民係へ
届け出があったもので、承諾を受けた内容
について掲載しています。

人の動き		平成29年11月末現在
人	口	15,781人(前月比 +454)
	男	7,983人(前月比 +260)
	女	7,798人(前月比 +194)
世帯数		8,422世帯(前月比 +447)
うち外国籍住民		966人(前月比 +424)